

愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針（別冊）【概要版】

はじめに（別冊の位置づけ）

- 「愛知県犯罪被害者等の支援に関する指針」（以下、「指針」という。）に示された犯罪被害者等支援についての基本的な方針に基づき、令和6年4月時点における、県の行う犯罪被害者等支援を目的とする事業のほか、犯罪被害者等支援に活用できる施策をとりまとめたもの。

柱1「犯罪被害者等に対する支援フローの確立」

総合的な支援体制の整備

- 1 総合的対応窓口の設置
- 2 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進等
- 3 民間支援団体等に対する連携の促進
- 4 愛知県下の市町村における犯罪被害者等支援体制の充実
 - (1) 愛知県下における犯罪被害者等支援に関する市町村条例制定の促進
 - (2) 市町村担当者に対する研修の実施等
- 5 被害者支援ハンドブックあいちの作成

相談、情報の提供等

- 1 総合的対応窓口の設置及び相談体制の充実等【再掲】
- 2 警察における相談体制の充実
 - (1) 犯罪被害者等に対する相談体制充実
 - (2) 犯罪被害者等に対する支援体制の充実
 - (3) 「被害者の手引き」の作成と犯罪被害者等への早期提供など
 - (4) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実
- 3 心に悩みをもつ犯罪被害者等への対応
- 4 児童虐待への相談対応など
 - (1) 被害少年等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実
 - (2) 学校における教育相談体制の充実等
 - (3) 被害児童からの事情聴取における配慮等
 - (4) 県全域での関係機関のネットワークの強化
 - (5) 増加する児童虐待相談に対応するための体制強化
 - (6) SNSによる相談対応など
- 5 性犯罪・性暴力被害への相談対応等
 - (1) 「性犯罪・性暴力ワンストップ支援センター」における相談対応等
 - (2) 性犯罪・性暴力被害者支援相談窓口の広報啓発
 - (3) 性犯罪・性暴力被害者への支援体制の構築
 - (4) 女性警察官の配置等
 - (5) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

- 6 DV被害等への相談対応等
 - (1) 女性弁護士による法律相談等
 - (2) 「ひとり親家庭福祉制度のしおり」等による情報の提供など
 - (3) ひとり親家庭等への情報の提供
 - (4) 児童相談所虐待対応ダイヤルによる相談体制の強化
 - (5) 複雑かつ多様化する相談状況に対応するための体制強化など
 - (6) 外国人DV被害者への対応
 - (7) 被害者の自立に向けた支援の実施
- 7 交通事故被害者への相談対応等
- 8 労働問題への相談対応

民間支援団体に対する支援

- 1 情報の提供と運営・活動への協力
- 2 コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

個人情報の適切な管理

- 1 支援従事者に対する個人情報の適切な配慮に係る啓発
- 2 報道発表に対する配慮

柱2「多岐にわたる支援ニーズへの対応」

心身に受けた影響からの回復

- 1 様々な犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施
 - (1) カウンセリング技能を有する職員の配置と犯罪被害者へのカウンセリングの実施
 - (2) 被害児童に対するカウンセリングの実施
- 2 被害少年等に対する学校における教育相談体制の充実等
- 3 高次脳機能障害の方への支援
- 4 一時保護施設における心理ケアの実施に向けた取組
- 5 性犯罪・性暴力ワンストップ支援センターの運営支援【再掲】
- 6 ひとり親家庭等への情報の提供【再掲】
- 7 精神保健福祉センター及び保健所における相談の実施

安全の確保

- 1 再被害の防止に向けた関係機関との連携強化等
- 2 再被害の防止に向けた適切な加害者処置
- 3 児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に向けた取組
- 4 一時保護における多様な保護対象に対する安全確保の取組
- 5 一時保護施設における支援の充実及び体制の強化等
- 6 一時保護における被害者及び職員の安全確保に向けた取組
- 7 市町村に対する緊急一時保護実施の働きかけ等

- 8 犯罪被害者等の個人情報保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施

居住の安定等

- 1 県営住宅への入居に係る配慮等
- 2 DV被害者の優先入居等の実施に係る市町村への働きかけ
- 3 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
- 4 公費負担制度による支援（ハウスクリーニング、一時避難措置費用）

雇用の安定等

- 1 DV被害者及び若年の犯罪被害者等への就業支援等
- 2 ひとり親家庭等に対する就業支援
- 3 県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発

経済的負担の軽減

- 1 犯罪被害者等に対する給付金制度等の運用
- 2 性犯罪被害者等への医療費等の負担軽減
- 3 ひとり親家庭への経済的な支援等
- 4 学校における授業料の減免等
- 5 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給【再掲】
- 6 公費負担制度による支援（ハウスクリーニング、一時避難措置費用）【再掲】
- 7 冊子、リーフレットによる損害賠償制度などの支援制度の周知広報
- 8 暴力団犯罪被害者による損害賠償請求に対する支援等の充実
- 9 犯罪被害者へのカウンセリング実施の配慮

人材の育成

- 1 職員等に対する犯罪被害者等支援に係る研修の実施等
 - (1) 県職員に対する研修
 - (2) 警察における研修
- 2 市町村担当者に対する研修の実施等【再掲】
- 3 被害者等支援従事者に対する研修
 - (1) DV被害者支援従事者に対する研修の実施
 - (2) 高齢者虐待防止対応人材養成研修の実施
 - (3) 学校における研修等の実施
 - (4) 救命救急センター等への性暴力被害者支援看護職（SANE）の配置促進

柱3 「社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成」

県民の理解

- 1 インターネットやリーフレットを活用した広報周知
 - (1) 犯罪被害者等総合対応窓口の広報周知
 - (2) 警察による広報周知
- 2 潜在化しやすい犯罪被害に関する周知広報
 - (1) 児童虐待に関する広報周知
 - (2) DVに関する広報周知
 - (3) 性犯罪・性暴力に関する広報周知
- 3 学校における犯罪被害者等支援の広報周知等
- 4 外国人被害者への広報啓発
- 5 犯罪被害者週間に合わせた広報啓発
- 6 犯罪被害者等支援関係団体への広報啓発
 - (1) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する積極的な広報啓発
 - (2) 医療関係者への広報啓発等
 - (3) 犯罪被害当事者団体との協力による広報啓発
- 7 県民、事業者等に対する被害者等支援の広報啓発【再掲】